

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：島根県

農業委員会名：益田市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,173
自給的農家数	1,093
販売農家数	1,080
主業農家数	139
準主業農家数	180
副業的農家数	761

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,393
女性	643
40代以下	98

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	119
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	8
農業参入法人	7
集落営農経営	35
特定農業団体	
集落営農組織	35

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,510	637				2,147
経営耕地面積	899	417	315	102		1,316
遊休農地面積	31	13	13			44
農地台帳面積	2,024	1,452	1,448	4		3,476

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5年 7月 19日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	16	16			
認定農業者	—	9			
認定農業者に準ずる者	—	5			
女性	—	5			
40代以下	—	1			
中立委員	—	1			

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	24	24	24

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,147ha	621ha	28.92%
課 題	農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散等により農地の確保・有効利用を図ることが困難となっているため、経費の節減と効率化を図る上で、農地の利用集積が必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	661ha	(うち新規集積面積	40ha)
	目標設定の考え方:益田市では、農業経営基盤強化基本構想で定める効率的かつ安定的な農業経営が地域の農地の利用に占める面積シェアの目標を概ね40%としており、農業委員会としても益田市をはじめ関係機関と連携して当該目標の達成を目指す必要があると考える。			
活動計画	日常的に農地利用最適化推進委員が農業委員と連携をとり農地貸借の掘り起こしを行う。農地利用集積円滑化団体等が農地所有者から委任を受け農地等の効率的な利用に向けその集積を促進する。 農地中間管理事業を積極的に活用し、農地の集積・集約化を推進する。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	4経営体	0経営体	4経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.8ha	0ha	5.2ha
課 題	農産物価格の低迷、資材の高騰など経営状態の悪化と相まって、高齢化や後継者不在による経営の縮小を余儀なくされるケースが見受けられ、認定農業者制度や法人化の意義、メリット等について、対象者別に説明会や個別訪問等を実施して理解を得つつ、担い手を確保する必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	15ha
活動計画	益田市における青年等の就農促進及び育成に関する方針に基づき、農地利用最適化推進委員及び農業委員から意欲ある農業者の情報収集を行い、市担い手支援センター、JA、土地改良区、農地中間管理機構と連携して認定等の推進活動を実施する。さらに、農業担い手対策特別委員会とも連携し、新規就農者、就農地の確保や農地集積の推進を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,191ha	44ha	2.01%
課 題	農地利用意向調査の実施と遊休農地の所有者等への農地の効率的な利用の促進を要請する。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の所有者等に対する指導によって、遊休農地面積の2割程度の解消を目指す必要がある。		
活 動 計 画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	40人	8月～10月	11月
	調査方法	1.管内全域を調査区域とし道路からの目視による巡回調査を一斉に実施。遊休化している場合は、当該農地等の状況を詳細に確認し、GIS地図等に記録。 2.農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員の班体制をとり、農地利用最適化推進委員の担当地区を調査。 3.農地法第3条第3項及び基盤法第18条第2項第6号の権利設定農地、納税猶予特例適用農地を明確にして調査。	
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期
	11月	12月～2月	
その他			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,147ha	ha
課 題	遊休農地の増加に伴い残土等の処理による畑地への転換が見受けられ、完了後の有効利用の確認が課題となっている。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地利用状況調査を農地利用最適化推進委員、農業委員及び農業委員会の農地パトロール強化月間に位置付け、遊休農地全体調査と一体的に違反転用パトロールを実施し、さらに日常的な農地パトロールで農地監視活動の強化を図る。また、農業委員及び推進委員を対象に農地法を中心とした研修等を計画する。
------	--

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入